（委員の任期等）

第二条　候補者選考委員（以下「委員」という。）の任期は、令和八年九月三十日までとする。

２　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

３　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第四条　委員会は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第三条第一項に規定する会員予定者の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、委員会の定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第六条　委員会の庶務は、現行日学法第十六条第一項に規定する事務局において処理する。

（雑則）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（この政令の失効）

２　この政令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

府令

○内閣府令第五十六号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［略］ ２　現に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習（現に中型仮免許を受けている者に対する大型免許に係る教習、現に準中型仮免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る教習及び現に普通仮免許を受けている者に対する大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習を除く。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科㈠を行わないことができる。 ３　現に準中型免許に係る教習（以下この項において「準中型教習」という。）を受けている者が当該準中型教習に代えて普通免許に係る教習（以下この項において「普通教習」という。）を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 ［４～６　略］	（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［同上］ ２　現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習（次項において「準中型教習」という。）又は普通免許に係る教習（次項において「普通教習」という。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科㈠を行わないことができる。 ３　現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。 ［４～６　同上］